

電動車いす

交通安全教育マニュアル

安全な使用のために！



兵庫県警察

～はじめに～

近年、原動機を用いる身体障害者用の車いす(電動車いす)は、利用者の制限がなく歩行者とみなされるため、歩行困難な高齢者等の社会参加手段として普及している一方、これにかかわる交通事故や他の交通参加者とのトラブルなどが増加しています。

本冊子は、電動車いす利用者等に対する交通安全教育・指導を進めていく上での参考事項をまとめたものです。少しでも皆様のお役に立てればと考えております。

目 次

はじめに

電動車いすとは	1
1 道路交通法上の位置づけ	1
2 基 準	1
3 種 類	2
4 利用者の特色	2
5 今後の課題	2
交通安全教育実施要領	3
1 企画・推進	3
2 実施上の留意事項	3
3 指導事項（指導要領）	4
(1) 電動車いすの正しい取扱い	4
(2) 電動車いすの正しい通行方法	5
(3) その他留意事項等	7
(4) 電動車いすの事故事例	8
おわりに	8
ひょうご交通安全憲章	9
交通安全五箇条	裏表紙

電動車いすとは

道路交通法上の 位置づけ

1

道路交通法上、電動車いすは「歩行者」の扱いとなります。

- 道路交通法 第2条第1項第11号の3（身体障害者用の車いすの意義）
身体障害者用の車いすとは、身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いすをいう。
- 道路交通法 第2条第3項第1号（みなす歩行者）
身体障害者用の車いす、歩行補助車等を通行させている者。

基準

2

電動車いすは、

- 車体の大きさが、
 - ・長さ 120センチメートル
 - ・幅 70センチメートル
 - ・高さ 120センチメートル（平成29年10月30日改正）
を超えないこと。
- 車体の構造が、
 - ・電動機（バッテリー）で動くもの。
 - ・走行速度が6キロメートル毎時を超えないもの。
 - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないもの。
 - ・自動車又は原動機付自転車と明確に識別ができるもの。

であることが必要であり、一定の要件を除いてこの基準を超えるものは、自動車又は原動機付自転車に該当します。

- 道路交通法施行規則 第1条の4第1項
- 同 法 第1条の4第2項
（原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準）



種類 3

○普通型

ジョイスティック・レバーを動かすことによって方向を変えることができるもの。

○簡易式電動車いす

手動式車いすの駆動輪に電動ユニットをつけたもの。

○スクーター型

スクーターのようにハンドルで方向を変え、アクセルレバーを押す・放すなどの操作で走行・停止ができるもの。

※他に手が使えない人のために、身体の一部を使ってジョイスティック・レバーなどを操作したり、頭の動きや呼気によって主電源や速度切換スイッチ等の操作を可能にしたものもあります。

利用者の特色 4

電動車いすの利用者は、操作が容易なスクータータイプが発売されたことにより急激に増加しています。

利用者の方々にアンケート調査をした結果

○77パーセント以上が70歳以上の高齢者の方で、歩行可能な高齢者までも「荷物搬送が楽」などの理由で使用している

○交通ルールをあまり知らないで利用している方が多いなどの結果が出ています。

今後の課題 5

電動車いす利用者が単独で転倒したり、歩行者と衝突するなどの事故の原因について調べてみますと、いずれも不注意や操作の不慣れによるところが大きいことがわかります。これは、

○購入時にメーカー側が実施する講習会等における取扱方法や交通ルール等に関する説明の内容、所要時間等にバラツキがあること

○指導者が不足していること

などが原因と考えられ、今後指導者の育成、指導事項の充実等により、メーカーの購入時講習会の徹底、使用過程における随時講習会等のフォローアップを関係機関などと協力の上、積極的に推進しなければなりません。



交通安全教育実施要領

企画・推進

1

○電動車いす利用者の実態把握

老人クラブの会合、販売店での調査などあらゆる機会を通して利用者の実態を把握し、資料化しておきます。

○関係機関等との連携

市区町村、高齢者団体、交通関係機関・団体、電動車いす販売業者等と連絡を密にし、連携を図ります。

○講習日時、場所の選定

- ・季節や天候を考慮します。
- ・車いすを使用したまま受講できる安全で広い場所を選定します。

○参加案内

案内文の発送、チラシの配布等多くの利用者が参加できるよう働き掛けをし、その家族に対しても協力を依頼します。

○安全教育の実施

講習、実技など様々な形態を適切に組み合わせて効果的に実施します。

○参加者からの意見聴取

参加者から受講後の意見を吸い上げ、次回に役立てます。

実施例

1>講習

- 電動車いすの取扱方法
- 電動車いすの通行方法

2>運転適性診断等

- 動体視力検査
- 夜間視力検査

3>電動車いすの運転実技等

- コース走行
 - ・右左折方法・信号交差点の通行方法
 - ・坂道の走行・見通しの悪い交差点の通行方法
- 横断時の危険性
- 車両側方通過時の危険性
- 車から見た電動車いすの危険性

実施上の留意事項

2

- 心身の特性を十分理解し、思いやりを持って指導しましょう。
- 重要な事項は、反復して、ゆっくりと指導しましょう。
- 講習に加え、できる限り実技指導を取り入れましょう。
- 使用年数、操作レベルなど個人差に応じた安全教育に配慮しましょう。

指導事項
(指導要領)

3

(1) 電動車いすの正しい取扱い

走行前の点検をしましょう。

- ・充電コードは収納されていますか？
- ・タイヤは大丈夫ですか？
- ・ハンドルなどにがたつきはありませんか？

それでは、乗ってみましょう。

乗車の手順

- ・まず、クラッチが「走行」の状態になっていますか？
〔「手押し」状態では簡単に動いてしまいます。〕
- ・駐車ブレーキはかかっていますか？
- ・カギをさしこんでいませんか？
- ・周囲に子供などはいませんか？
〔乗車前に周囲の安全確認を〕

正しい姿勢で座席にすわり、
カギをさしこみましょう。

- ・バックミラーを調整しましょう。
〔発進前は後ろを振り向き安全確認〕
- ・電源スイッチを入れてバッテリーを確認しましょう。
〔残量不足の時は、必ず充電しましょう。〕
- ・前進・後進スイッチを前進に設定しましょう。
〔スイッチの切り替えは、必ず停止した状態で!〕
- ・速度の設定をします。
〔ここでは一番遅い速度に設定〕

少し前進しましょう。

- ・駐車ブレーキを解除します。
- ・アクセルレバーをゆっくり操作してください。
- ・アクセルレバーを放すと自動的にブレーキがかかります。
- ・アクセルとブレーキに異常はありませんか？

降車しましょう。

降車の手順

- ・駐車ブレーキを確実にかけましょう。
- ・カギを「切」にあわせて抜きましょう。
- ・降りる方の安全確認をしましょう。
- ・足を出して足場を安定させてから立ち上がりましょう。

■ 速度の目安 ■

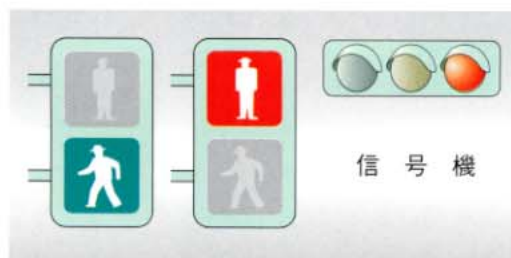
設 定 速 度	速 さ の 目 安	設定する状況
2km/h	ゆっくり歩く速度	下り坂、混雑した場所
2～4km/h	普通に歩く速度	通常の走行時
4～6km/h	早足の速度	平坦で安全な場所

注:取り扱いについては、各メーカーによって、多少異なることから参加者に取扱説明書を持参させます。

※運転操作に慣れるまで、安全な広い場所で十分練習を重ね、初めて道路に出るときは介助者と同行するように指導します。

(2) 電動車いすの正しい通行方法(歩行者であることの認識)

○道路標識、信号を理解させます。



歩行者用信号があるところは、歩行者用信号に従って、歩行者用信号がないところは、一般信号に従います。

■ 通行する道路の部分

正しい道路の通行方法を理解させます。

歩道のある道路

●必ず、歩道を通りましょう。



歩道のある道路では、必ず歩道を通行します。

歩道のない道路

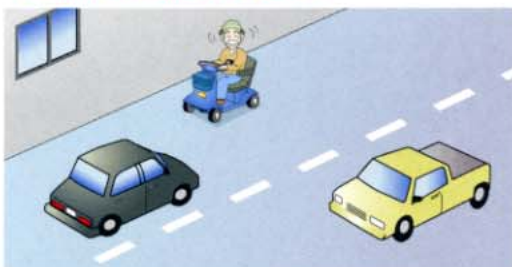
●路側帯を通りましょう。



歩道がなく十分な幅の路側帯がある道路では路側帯を通行します。

歩道も路側帯もない道路

- 道路の右側を自動車などに注意して通行しましょう。



歩道も十分な幅の路側帯もない道路では道路の右側を自動車などに注意（右側の安全な場所に停止する余裕を）して通行します。

道路中央の通行禁止

- 道路中央を通行してはいけません。



歩行者であることを十分理解して下さい。

道路の横断方法

正しい道路の横断方法を理解させます。

横断歩道や信号機のある交差点

- 近くに横断歩道や信号機がある場合は、必ずその場所で横断します。



※信号機のない場所では、横断歩道を探し、そこを横断します。

押しボタン式信号機のあるところ

- ボタンを押し「青」になってから横断しましょう。



押しボタン式の歩行者用信号機はボタンを押し「青」になってから横断します。

横断歩道や信号機がない場合

- 近くに横断歩道や信号機がない場合は、見通しの良い場所を探して横断します。



横断歩道のない場合は、見通しの良い場所を探して横断します。

横断する際の左右の確認

- 道路を横断するときは、左右をよく見て、安全を確認してから横断します。



道路を横断するときは必ず左右の安全を確かめて横断しましょう。道路を斜めに横断してはいけません。

■走行に当たっての注意事項

- ・側方の車両に十分注意します(車両の死角に入りやすい)。
- ・交差点付近では、右左折の自動車に十分注意します。
- ・踏切を渡る際は、一時停止し安全確認後、線路の溝にはまらないよう、ゆっくりと線路に対して直角にわたります(踏切内では停止しないように)。

(3)その他留意事項等

■禁止事項

迷惑駐車禁止

●迷惑駐車はやめましょう。



たとえ歩道上に駐車したとしても他の歩行者に迷惑がかかります。

飲酒運転の禁止

●飲酒運転はやめましょう。



少量のアルコールでも運転時の判断や操作を誤るおそれがあることから、飲酒運転はしてはいけません。

■留意事項

- ・バランスを崩し、転倒するおそれがあることから、車体から身体をはみ出さない。
- ・絶対に二人乗りはしない。重量制限があるので、多くの荷物を運搬したり、牽引には使用しない。
- ・下り坂では、安全速度に注意する。
- ・走行中は、携帯電話などを使用しない。使用するときは、安全な場所に停止し、電動車いすの電源スイッチを切ってから使用する。
- ・周囲の人に迷惑がかかり、事故につながることから、乱暴な運転はしない。
- ・走行に気を付ける場所
段差のある場所、溝がある場所、傾斜地の横断
- ・走行を避けた方がよい場合
降雨・降雪時、急な坂道、ぬかるみ、凹凸の激しい道、深い砂利道、雪道・凍結した道、濃霧・強風時、夜間
- ・走行を避けるか介助者が必要な場所
防護柵のない側溝や路肩付近、交通量の多い道路、混雑している場所、幅の狭い道路

(4) 電動車いすの事故事例

対 車

- 事例 1 電動車いす利用者が車道上で対向車両と正面衝突
電動車いす利用者は、左カーブの上り坂で、車道右側車線の中央付近を走行していたところ、対向車両と衝突したものの。
- 事例 2 電動車いす利用者がT字路交差点で車両と出会い頭に衝突
電動車いす利用者は、国道を横断する際、付近の押しボタン式信号機を利用することなく、安全確認不十分のまま、本線車線に進出したため車両と衝突したものの。

対 歩行者

- 事例 1 電動車いす利用者が歩道上で歩行者と衝突
電動車いす利用者は、歩道を通行中、ぼんやりしていたため、横断歩道手前で信号待ちをしていた男性に気づくのが遅れ、衝突、両足等を負傷させた。
- 事例 2 電動車いす利用者が歩道上で横転し、歩行者を巻き込む
電動車いす利用者は、歩道を通行中、横断歩道手前に立っていた女性が座り込んだので、避けようと急ハンドルを切ったため、バランスを崩して横転。その際、女性を巻き込んで、右手を負傷させた。

単独事故

- 事例 1 飲酒して電動車いすで通行中、水田に転落
電動車いす利用者は、知人宅を訪問し、飲酒して帰宅途中、道路下約1.4メートルの水田に転落。電動車いすの下敷きになり、溺死した。
- 事例 2 電動車いすの試運転に行く途中、転倒
電動車いす利用者は、通信販売で事故前日に購入した電動車いすの試運転に行くため、自宅前の道路に出ようとしたところ、傾斜角が大きすぎたため、転倒し、顔面を負傷した。

～おわりに～

今後、高齢化社会の進展に拍車がかかり、一層電動車いすの利用者が増加することが予想され、先行的な対策を講じなければ、無秩序な利用者等が増大し、交通事故の増加、各種トラブルの発生が生じるおそれがあることから、先に述べたとおり、関係機関などと協力し継続的に電動車いす等利用者（購入前の者を含む）に対する安全教育を実施する必要があると考えられます。

ひょうご交通安全憲章

私たち兵庫県民は、一人一人がくるま社会に生きる一員としての自覚と責任を持ち、交通安全運動の輪をひろげ、みんなが安全で安心できるふるさと兵庫を築くために、この憲章を定め、実践することを誓います。

- 1 私たちは、いのちの尊さを認識し、共に生きることを育み、交通モラルの向上に努めます。
- 1 私たちは、こどもやお年寄り、身体の不自由な人たちをいたわり、交通事故から守ります。
- 1 私たちは、運転中も歩行中も、注意深い行動をこころがけ、誰にも迷惑をかけない交通マナーを実践します。
- 1 私たちは、交通ルールを守り、人を傷つけたり、おびやかさない運転に努めます。
- 1 私たちは、環境にやさしいくるまの利用と運転をこころがけます。

平成12年 9月制定 兵庫県交通安全対策委員会

交通安全五箇条

- 1、横断するときは、左右の安全を十分に確かめましょう。
- 2、見通しの悪い場所や車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3、通いなれた道でも油断せず、安全確認を徹底しましょう。
- 4、夜光反射材を活用し、運転者から目立つようにしましょう。
- 5、運転中は周囲の状況に十分注意し、安全運転に心がけましょう。